

契約書

高柳真希(以下「甲」という。)及び(株)SYK(以下「乙」という。)は、以下の通り合意し、本契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)

甲は乙に対し、以下の各業務(以下「本業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

1 InstagramなどのSNSに関するコンサル業務

2 上記の他、甲及び乙が別途合意する業務

3 前各号に付随又は関連する業務

(サポートサービス)

甲は以下のサポートサービスを無償で受けることができます。

ただし、本商品に対する全額の支払いが未了である場合、この限りではありません。

(1) プロフィール作成代行

(2) オンライン学生交流会 1ヶ月に2~3回

(3) オリエンテーション特別レッスン (グループコンサル)

(4) ラインで質問権利 (毎日)

(5) 自宅学習教材

(6) 通信オンライン教室 週1回講義(2時間)

(7) 講義復習動画

(8) Instagram投稿テンプレート

(9) プロフィール文作成テンプレート

(10) Instagram投稿タイトルテンプレート

(11) 運用代行獲得トークテンプレート

(12) SNSクリエイター資格発行 (※条件あり)

- (13)専用フェイスブックグループ参加権利
- (14)斡旋優先権利
- (15)代表理事とサポート講師リアル交流権利

第2条(業務の遂行)

1. 乙は、法令(監督官庁等のガイドライン等も含む。)、諸規範等を遵守し、善良な管理者の注意をもって本業務を誠実に遂行するものとする。
2. 乙は、本業務に関して甲が指示した場合には、当該指示に従い本業務を遂行する。

第3条(委託料等)

1. 本契約の委託料は、金48万円(消費税込み)とする。
(講座名：SNSクリエイター養成講座トータル運用コース)
(受講期間：6ヶ月・講義回数：全24回)
2. 甲は、乙に対し、前項の委託料を、振込んで、若しくはクレジットカードの決済により支払う。振込みの場合の振込手数料は甲の負担とする。
3. 甲及び乙の合意により、委託料を分割して支払う場合には、分割回数は4回を限度とし、2回目以降の支払い日を、初回支払日の各1カ月後とする。
4. 前項により分割払いとしたときに、甲が2回目以降の支払いを怠った場合には、甲は当然に本契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、甲は乙に対し、その時点において甲が負担する債務を直ちに一括して弁済しなければならない。
5. 前項の場合、乙は、催告及び自己の債務の提供をしないで直ちに本契約を解除することができる。

第4条(費用負担)

本業務の遂行に要した費用については、別途当事者間で合意した費用を除き、すべて甲が負担するものとする。

第5条(秘密保持及び個人情報の取扱い)

1. 甲及び乙は、文書、口頭、電子的データ、サーバー上のデータ又は物品に

よるとを問わず、相手方から提供された一切の情報並びに相手方の営業上及び財務上情報(顧客情報、個人情報及びノウハウ等を含み、以下「秘密情報」という。)を本契約の目的のみに使用し、第三者に開示してはならない。但し、以下の情報は秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 相手方から開示等を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (2) 相手方から開示等を受ける前に、既に情報受領者が取得していた情報
- (3) 相手方から開示等を受ける前に、既に公知となっていた情報
- (4) 相手方から開示等を受けた情報によらず、情報受領者が独自に取得した情報
- (5) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

2. 甲及び乙は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、漏洩又は盗用等が生じないように、秘密情報を厳重に管理するものとする。

3. 甲及び乙は、秘密情報を、複製等を行い、又は、第三者に譲渡、貸与その他形式の如何を問わず、第三者に開示又は漏洩してはならない。

4. 甲及び乙は、本契約が終了した場合又は相手方から指示された場合には、相手方の指示に従い、秘密情報(書面、ビデオ、フロッピーディスク、CD、DVD、USB メモリその他の媒体及びその複製物の一切を含む。)を、返却、破棄又は処分しなければならない。

5. 甲及び乙は、秘密情報の漏洩その他の流出があった場合又は裁判所その他の行政官庁から開示を要求された場合には、直ちに、相手方に報告するとともに、相手方の指示に従わなければならない。

6. 前各項に加え、甲及び乙は、個人情報に関しては、個人情報保護法及び関連するガイドラインを遵守し、個人情報の保護のために適切な措置及び管理体制を構築しなければならない。

第6条 (肖像権等の取扱い)

甲は、以下を理解し、確認の上、乙に対し、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権等の一切の権利を行使しないことを約する。

- ① 乙が主催するオンライン講座等は、乙が別途これを事業の用に供するため、乙が、提供している講座の講師等のパソコン等の画面を録画すること。
- ② ①の録画の際、そのオンライン講座等を受講する甲側のパソコン等のカメラにより録画撮影され、画面上に表示されている甲の顔や背景等（以下「甲の姿等」という。）も、原則として録画の対象となっていること。
- ③ 上記②について、甲が、甲の姿等が録画の対象となることを望まないときは、当該オンライン講座等において、甲が自由に甲側のパソコン等の設定を変更することなどにより、甲の姿等が画面上に表示されずに当該オンライン講座を受講することが容易に可能であること。
- ④ 甲が、甲の姿等が乙の録画の対象となることを望まないときは、③の方法で甲の姿等を録画されないようにすることとし、乙は、甲においてそのような措置を取らない結果として撮影された甲の姿等については、録画後の動画の編集等には対応しないこと。
- ⑤ 乙が録画したオンライン講座等の動画を、乙が、第三者への提供を含め、事業の用に供すること。

第7条(権利義務譲渡の禁止)

甲及び乙は、本契約上の地位並びに権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡、担保設定、その他形態を問わず処分をしてはならない。

第8条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、相手方に対し、以下の各号の事項に該当しないこと及び将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 自らが、以下のいずれにも該当しないこと。

1 暴力団

2 暴力団員

3 暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの

4 暴力団準構成員

5 暴力団関係企業

6 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

7 その他前各項目に準ずる者又はその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という。)

(2) 自らが、

1 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有せず、

2 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有せず、

3 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有せず、

4 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている

と認められる関係を有しないこと。

(3) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。

(5) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

1 暴力的な要求行為

2 法的な責任を超えた不当な要求行為

3 取引に関して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

4 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

5 甲に対する犯罪行為

6 その他前各項目に準ずる行為

2. 甲又は乙が、本契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

(1) 前項第(1)号乃至第(3)号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

(2) 前項第(4)号の確約に反し本契約を締結したことが判明した場合

(3) 前項第(5)号の確約に反する行為をした場合

第9条(契約の有効期間)

本契約の有効期間は、初回決済日から令和4年11月末日とする。

第10条(契約の解除)

1. 相手方について、次の各号に該当する事由が生じた場合、甲又は乙は直ちに本契約を解除することができる。また、この場合には、甲又は乙が請求した場合には、当該相手方は、甲又は乙に対して負担する債務の期限の利益を喪失するものとし、直ちに当該債務の全部を支払わなければならない。

(1) 本契約に違反した場合において相当な期間を定めて当該違反の是正を催告されるも、当該期間内に是正されない場合

(2) 手形又は小切手の不渡りがあったとき

(3) 強制執行、担保権の実行、仮差押、仮処分又は滞納処分がなされたとき

(4) 破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくは民事再生手続開始の申立て又はこれらに準ずる申立てがなされたとき

(5) 営業が廃止されたとき、又は解散決議若しくは命令がなされたとき

(6) 信用状態が著しく悪化したとき

(7) その他甲又は乙の信用若しくは名誉を害し本契約を継続することが困難であるとき

2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

3. クーリングオフ対象商品ではないため、返金しないものとするが、上記

(1)(2)に当てはまる場合、契約解除は可能とする。

第11条(損害賠償)

甲又は乙が本契約に違反し、又は甲又は乙の責めに帰すべき事由により相手方が損害、損失及び費用等(弁護士費用等を含む。)を被った場合には、甲又は乙はその損害等を賠償しなければならない。

第 12 条(準拠法及び合意管轄裁判所)

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとする。
2. 本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条(誠実協議)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約について疑義が生じた場合においては、信義誠実の原則に従って協議をし、円満に解決を図るものとする。

【以下余白】

本契約締結の証として本書2通を作成し、各自記名捺印の上それぞれその1通を保有する。

✓本契約書に同意いたします。

2022年4月14日

甲: 

乙:一般社団法人日本SNSクリエイター協会

代表取締役 白神 沙弥香 

東京都品川区小山3丁目15-2

パークシティ武蔵小山ザ・タワー2808